

第4 手数料の徴収

手数料の徴収は、埼玉西部消防組合消防手数料条例（平成25年4月1日条例第36号）の規定によるほか、次によること。

- 1 設置又は変更許可申請書の受付後で、許可前に指定数量の倍数、最大貯蔵量、移送配管の延長（以下「指定数量の倍数等」という。）の変更を行うときは、次によること。
 - (1) 指定数量の倍数等の変更により、許可手数料が増加する場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を徴収すること。
 - (2) 指定数量の倍数等の変更により、許可手数料が減少する場合は、すでにこれらに関する審査手続き等の役務が開始されたことであるから、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しないこと。
- 2 設置又は変更許可申請書、完成検査申請書の受付後に、当該申請に係る申請を取下げても、埼玉西部消防組合消防手数料条例第4条の規定により、手数料は還付しないこと。
- 3 設置許可後、完成検査前に変更許可申請を行うときは次によること。
 - (1) 設置許可の指定数量の倍数等に変更がない場合は、設置許可申請の2分の1を徴収すること。
 - (2) 設置許可の指定数量の倍数等に変更がある場合は、増減後の指定数量の倍数等に対応する設置許可申請の手数料の2分の1を徴収すること。
- 4 設置許可後の完成検査前に、当該設置許可施設において変更許可を受け、設置及び変更の完成を同時に行う場合の完成検査申請の手数料は、設置完成の手数料を徴収すること。
- 5 変更許可後の完成検査前に、当該変更許可施設において別の変更許可を受け、これら数件の変更許可に対する完成を同時に行う場合には、完成検査申請の手数料は1件分の変更完成の手数料を徴収すること。
- 6 変更許可後に、当該変更許可施設において別の変更許可を受け、その変更許可の内容が、指定数量の倍数等の変更により手数料の変更を伴う変更であり、かつ、当該変更の完成検査を終了後、最初の変更の完成検査の申請をする場合又は最初の変更許可後に危険物製造所・貯蔵所・取扱所の品名、数量若しくは指定数量の倍数変更届出を

提出し、これが手数料の変更を伴うものの完成検査を行う場合は、指定数量の倍数等の変更後に該当する完成検査の手数を徴収すること。

7 昭和52年2月14日以前に設置許可を受けた特定屋外タンク貯蔵所を変更する場合（次項に掲げる場合を除く。）は、次によること。

(1) (2)以外の変更許可手数料は、埼玉西部消防組合消防手数料条例の特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所の区分（以下「危険物関係手数料」という。）により徴収すること。

(2) 新基準に適合させるための変更許可手数料は、埼玉西部消防組合消防手数料条例の特定屋外タンク貯蔵所の区分により徴収すること。

8 昭和52年2月15日以降に設置許可を受けている特定屋外タンク貯蔵所又は昭和52年2月14日以前に設置許可を受けた特定屋外タンク貯蔵所のうち新基準に適合したものについてタンク本体及び基礎・地盤以外を変更する場合は、危険物関係手数料により徴収すること。

9 移送取扱所に係る手数料については、次によること。

移送取扱所の許可申請及び完成検査手数料は、他の製造所等とは異なり1日における危険物の取扱量を基準とはせず、起点から終点までの配管の長さにより、算定すること。

10 平成11年3月31日以前に設置許可を受けた準特定屋外タンク貯蔵所を変更する場合（次項に掲げる場合は除く。）は、次によること。

(1) (2)以外の変更許可手数料は、危険物関係手数料により徴収すること。

(2) 新基準に適合させるための変更許可手数料は、埼玉西部消防組合消防手数料条例の準特定屋外タンク貯蔵所の区分により徴収すること。

11 平成11年4月1日以降に設置許可を受けている準特定屋外タンク貯蔵所又は平成11年3月31日以前に設置許可を受けた準特定屋外タンク貯蔵所のうち新基準に適合したものについてタンク本体及び基礎・地盤以外を変更する場合は、危険物関係手数料により徴収すること。